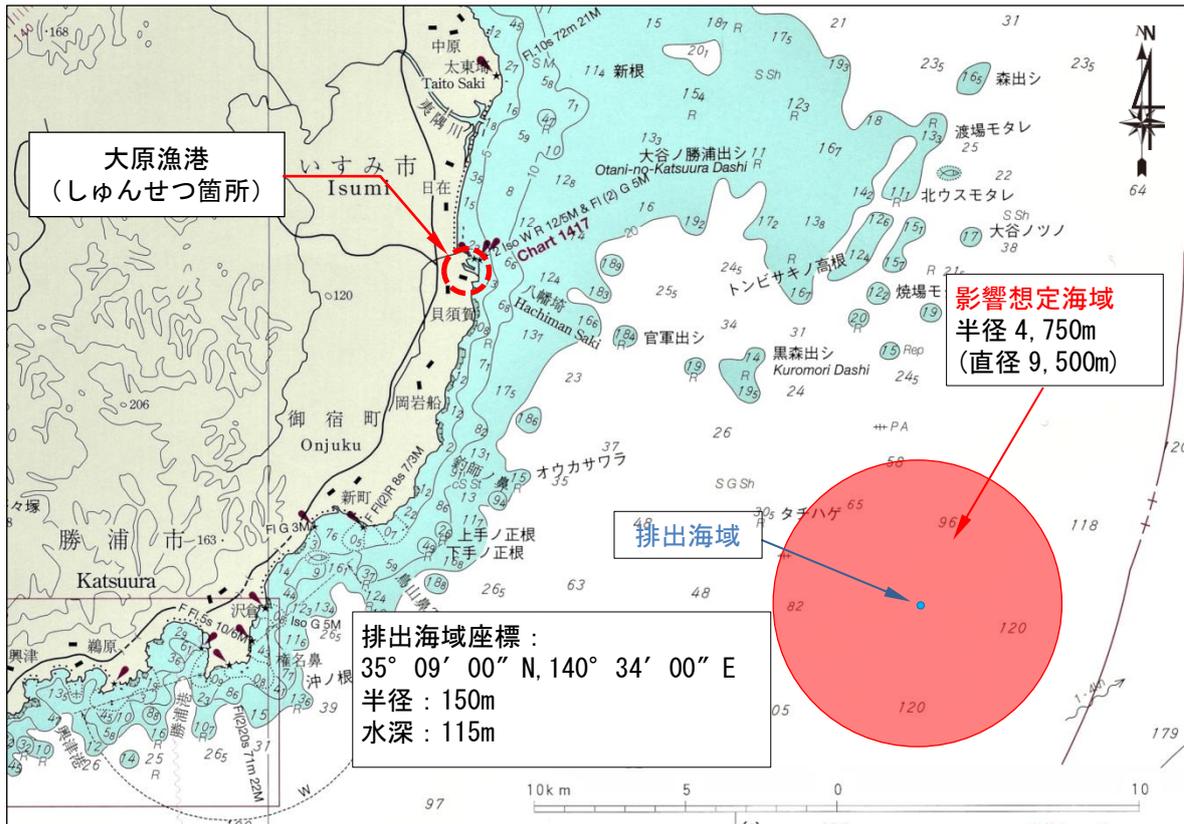


廃棄物の排出海域の位置及び範囲

排出海域については、令和4年時点での海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、漁の障害とならない等、漁協と協議して影響のない海域を選定した。また、海域の水深及び土砂のしゅんせつ量から前記検討結果を踏まえて影響のない範囲の設定を行った。排出海域は以下に示す大原漁港から南東約19kmの半径150mの円形の範囲内である。



出典：「海図 W87 東京湾至犬吠埼」（日本水路協会/海上保安庁 2008年）より作成